ノ岸壁ニ出ントシテ居ルモ会社側ノ声明ト回航船ヲ定
期ニ配給スルコトニ決シ漸ク了解スルニ至レリ
然ルニ会社側ニ於テハ黒川大阪支店長ハ未タ本社ヨリ
何等ノ命令ナキヲ以テ如何トモ為シ難シト口ヲ緘シテ
語ラサルモ昨八日午前九時大阪支社ヨリ横濱保険課本
列長来阪宍戸ニ舊尾氏(元水先監督ニシテ居ル 船長ノ年功ヲ持シ居レリ)
ト会議ヲ凝シ居レリ 甘諾海員監督ハ海員組合浴田
理事ニ対シテ今回機関航海日当半額ヲ
加ヘ六ケ月間積立テ以テ充分海員組合ニ一任シ方
今月中ニ最モ紳士的ニ円満ナル諒解ノ下ニ
解決セントスル会社ノ意向ヲ漏シ浴田理事モ略ホ
之ヲ諒解シ組合ニ帰リテ横浜組合長ト来信

財團法人 協調會

神戸市ハ樟町甲田日本海員組合常議員北野勇
吉方ニ宿泊セルカ組合幹部ノ就船上陸否ヲ決スル旨ノ
注意ニ依リ約半数帰船セリト然ルニ北地方ニ宿泊中
ノ集団員等ハ更ニ会社ノ横暴ト宿舎ノ債務ヲ
訴ヘ組合ヲ責メ手当増加其他ノ要求ヲ提出セントスル
手段ヲ講シ浴田理事ニ申出テタル模様也
八 会社側ノ措置及態度
会社ハ突堤繋船ニシテ罷業ヲ保ルモノハ従業員
ノ退船ニ繋船到場ノ経過ト繋船料ノ関係上
之ヲ沖合ニ繋留セントシ組合側ハ之ヲ以テ関係
船員ノ上陸阻止及陸上トノ連絡ヲ遮断セントスル
奸策ナリト推断シ全乗組員ノ上陸要求ス